

札幌市数値地図及び写真地図に関する成果利用規約

「札幌市数値地図及び写真地図に関する成果利用規約」（以下、「本規約」という。）は、札幌市まちづくり政策局都市計画部が提供する数値地図及び写真地図（以下、「数値地図等」という。）の利用に関する規約です。

データのご利用に際しては、本規約に従っていただくようお願いいたします。

1 利用にあたって

データのご利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。

2 データの範囲

数値地図等は、空中写真成果を基に作成した数値地図データと空中写真成果による写真地図データです。

なお、数値地図等は、次の品質を有するデジタル地図です。

ア 数値地図データは、公共測量実施計画書に準じ、地図情報レベル 2,500 の位置精度で作成されています。

イ 写真地図データは、地上解像度 40cm です。ただし、位置精度は担保されていません。

3 著作権について

数値地図等に係る著作権その他一切の権利は、全て札幌市に帰属します。

4 測量法による申請について

数値地図等の内容の一部又は全部を複製・使用しようとする場合は、測量法第 43 条又は第 44 条の規定により、札幌市への承認が必要となる場合があります。

申請が必要となるか等については、以下のリンク先を参考にしてください。

○札幌市公式ホームページ 「測量成果の複製・使用申請」のページ

http://www.city.sapporo.jp/keikaku/hambai/shinsei/sokuryou_seika.html

5 免責事項について

本データの利用によって発生する直接又は間接の損失・損害等について、札幌市は一切の責任を負いません。